

学長選考会議～学長選びの正統性はどう確保されるのか



筑波大学・広島大学・桜美林大学名誉教授

山本 真一

国立大学の学長選考

私は一昨年三月末で大学を定年退職し、以後は常勤職を持たない、言葉を替えて言うなら勤め人ではない生活に入った。若い頃に城山三郎の「毎日が日曜日」という小説を読んだ記憶があるが、日曜日のようにヒマで困るという実感はない。それは、曜日にかかわらず、仕事があればそれをやり、会議があれば出かけるという生活が継続しているからである。しかし、退職後二年目の昨年春からは、新型コロナウイルス感染症の影響で家にいながら仕事をすることが多くなった。会議出席などはWebに代わり、よその場所に出かけれる機会はめっきり減った。このようなことは、現役の皆さんも経験されているであろう。

法人法の規定によれば

一〇〇四年の国立大学法人化の根拠となつたのは、その前年に公布された国立大学法人法である。国全体の行政改革の高まりの中で、一九九九年に公布された独立行政法人通則法は、政府に強い監督権限を与えていたため、国立大学にこれをそのまま適用するには

があり、これを専門家と称する学者や他のゲストがコメントするというもので、最近のいくつかの大学での問題は「学長選考会議」の不透明さにあると言いたげな様子であった。皆さんはどう思われたか。またご覧にならなくとも、さまざま報道や評論によって、一定の情報を得ておられているのではあるまいか。そのような皆さんに、いまさら学長選考会議とは何かなどと聞いてみても、それは国立大学法人法にちゃんと書いてあるではないか、と言われて終りかもしれない。しかし大学問題に关心はあっても、法律はあまり見ないという方も多少はおられるかと思い、改めて整理してみたい。

その申出を行うための会議体が「学長選考会議」であり、経営協議会から選出された学外委員と、教育研究評議会から選出された者とのそれぞれ同数の委員によって構成され（十二条二項）、その他学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を委員に加えることができる（但し委員総数の三分の一を超えてはならない。十二条三項）とされている。

なお、学長選考会議の議長は、会議の委員の互選によることとされている（十二条四項）。

学長の選考は、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議の定める基準」（十二条七項）により、行わなければならぬ。その具体的方法は、各大学によって異なっているが、文部科学省が二〇一三年に調べた結果によれば、学長選考会議が候補者について選考する際に、九五%の国立大学において「学内意向投票」などの学内選挙を実施し、その意向投票と選考会議の議によって学長を選考していることが分かった。同時に調査された公私立大学においては、二五%の大学で学内選挙の結果によって決定し、三六%の大学で選考会議等の議のみにより決定しているのと比べ、著しい相違を示している。もつとも、国立大学法人によつてはその後選考方法を変えたところもあると聞いているから、この数値にも変化があるものと思われる。いずれにしても、学長選考会議が自らの権限と責任において適任者を選考すべきであるのは、国立大学法人法の定めに拠る限りは当然のことである。

選考の透明性の観点

学長選考会議は選考した学長について、その結果だけを示せばよいわけではない。法制定時には規定がなかったが、二〇一四年の法律改正により、学長選考の透明化の観点から、学長選考会議が選考の基準を設けてそれによつて選考を行なへなければならないこと、選考を行つ

たときは当該選考の結果を、選考の基準を定め、又は変更したときは当該選考基準を、それぞれ公表しなければならないこととなつた（十二条七項及び八項）。また同法施行規則により、選考した理由と過程についても公表しなければならないこととなつてゐる。

ただ、このように法令上の定めを設けても、ある大学では意向投票の票数を含めてかなり詳細に公表しているのに対し、別の大学では単に法令の文章をなぞる形で簡単に済ませてゐる。後者は形式的すぎる公表ではないかと私は思う。

学長選考会議が選考した具体的な学長予定者については、法の規定によつて国立大学法人による文部科学大臣への申出という手続きが行われる。では、申出を受けた文部科学大臣に、任免の裁量があるのだろうか？これについて政府は、教育公務員特例法時代の学長任命におけるのと同様、申出の拘束性を是認しているようである。

現在複数の大学で問題にされているのは、学内の教員の意向が十分に反映されていない、あるいは反映されているかどうかが分からず不透明である、ということであろう。これについては、学長選考会議が十分に説明責任を果たすよう更なる努力をすることが必要である。大学の特性をよく理解しない人々からは、選舉・投票は従業員が社長を選ぶようなものでおかしいのではないか、という声もあるが、大学教授たちは企業でいう単なる従業員ではなく、アカデミック・コミュニケーションの構成員でもある、と考えるのがより大学の特性に沿う考え方ではないのか。彼らの理解を得ることこそ、選出された学長のリーダーとしての正統性を担保することになるのだ、ということを改めて認識したいものである。

学長の正統性確保のために

このように、学長選考会議は、教育公務員特例法時代の評議会の役割を実質的に引き継いでおり、学外の委員が入つてゐるなどの違いはあるても、大学としての自主・自律の観点から学長選出という意思決定を行う点では、いささかの変わりもない。学長選考会議は、決して外部の意思に従つて学長選考を行ふものではなく、学外の意見を参考にしつつも、その目的は大学としての自主・自律を確保するための機関である、という点を忘れてはならないのである。まして、教員による意向投票とは異なる意思決定をすることが、選考会議の存在意義であるなどと考えることは、大學という組織の特性を無視することになりかねず、要注意だ。